

第七八回

参第一号

犯罪被害補償法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 補償機関

第一節 犯罪被害補償中央審査会（第六条 第十四条）

第二節 犯罪被害補償地方委員会（第十五条 第二十一条）

第三章 補償措置

第一節 補償給付（第二十二条 第三十二条）

第二節 裁定手続（第三十三条 第三十六条）

第三節 審査請求（第三十七条 第四十一条）

第四章 雜則（第四十二条 第五十一条）

第五章 罰則（第五十二条 第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪による人の身体又は生命に係る被害に関し国において補償を行うものとすることにより、被害者又はその遺族の生活の安定を図ることを目的とする。

（補償）

第二条 国は、日本国内における他人の犯罪行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由によつて罪とならない行為を含む。以下同じ。）に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者（以下「被害者」という。）の当該負傷、疾病又は死亡に関し、この法律の定めるところにより、補償を行う。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内における犯罪行為は、前項の規定の適用については、日本国内における犯罪行為とみなす。

（補償の除外）

第三条 他人の犯罪行為に加担した者が当該犯罪行為に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病又は死亡に関しては、補償を行わない。

第四条 被害者が次に掲げる者であるときは、当該負傷、疾病又は死亡に関しては、補償を行わない。

一 当該犯罪行為を行い、又は犯罪行為に加担した者（以下「加害者」という。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 加害者の直系血族及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の加害者の同居の親族 (補償の制限)

- 第五条 次に掲げる場合には、補償の全部又は一部を行わないことができる。
- 一 被害者が犯罪行為を誘発したときその他犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡につき被害者にも責めがあるとき。
 - 二 被害者が報復として加害者の身体又は生命に害を加えたとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、補償を行うことが正義に反すると認められるとき。

第二章 補償機関

第一節 犯罪被害補償中央審査会 (権限及び所掌事務)

- 第六条 犯罪被害補償中央審査会（以下「中央審査会」という。）は、次に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。
- 一 犯罪被害補償地方委員会がした処分につき、この法律及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより審査を行い、裁決をすること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、この法律により中央審査会に属させられた権限（組織）

第七条 中央審査会は、委員五人で組織する。

（委員の任命）

- 第八条 委員は、弁護士となる資格を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。
 - 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。

（委員の服務等）

第十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 委員は、在任中、法務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事

し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の罷免)

第十一條 委員が弁護士となる資格を喪失したときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

2 中央審査会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認められたときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第十二條 中央審査会に会長を置き、会長は、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、中央審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十三條 中央審査会は、会長が招集する。

2 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 中央審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 中央審査会が第十一條第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(庶務)

第十四條 中央審査会の庶務は、法務省刑事局において処理する。

第二節 犯罪被害補償地方委員会

(権限及び所掌事務)

第十五條 犯罪被害補償地方委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 補償の申請に対し裁定を行うこと。

二 補償給付を支給すること。

三 加害者の賠償能力及び生活状況の調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律により地方委員会に属させられた権限

(組織)

第十六條 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

(委員の任期)

第十七條 委員の任期は、三年とする。

(委員長)

第十八条 地方委員会に委員長を置き、委員長は、委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、地方委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十九条 地方委員会は、委員長が招集する。

2 地方委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第十三条第三項の規定は、地方委員会の議事に、同条第五項の規定は、委員長に事故がある場合に、それぞれ準用する。ただし、三人の委員で組織される地方委員会にあつては、その議決は、委員の過半数の意見による。

(合議体)

第二十条 地方委員会は、補償申請事件については、その議決するところにより、委員三人で構成する合議体に、その権限を行わせることができる。

2 前項の合議体の議決は、その合議体を構成する委員の過半数の意見による。

(事務局)

第二十一条 地方委員会に、事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、法務省令で定める。

第三章 補償措置

第一節 補償給付

(補償給付の種類)

第二十二条 補償のため支給される給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 療養補償金
- 二 休業補償金
- 三 障害補償金
- 四 遺族補償金

(療養補償金の支給)

第二十三条 療養補償金は、他人の犯罪行為に起因して負傷し、又は疾病にかかる者

(以下「傷病者」という。)に対し、当該負傷又は疾病の療養(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の療養に限る。)につき、支給する。ただし、療養に要した期間が二週間を超える場合に限る。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(療養補償金の額)

第二十四条 療養補償金の額は、政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令の規定により支給される療養補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額）を控除した額とする。

(休業補償金の支給)

第二十五条 休業補償金は、傷病者が、当該負傷又は疾病の療養のため従前得ていた業務上の収入を得ることができず、かつ、健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定による休業補償金に相当する給付の支給を受けることができない場合に、その業務上の収入を得ることができない期間（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の期間に限る。）につき、支給する。

(休業補償金の額)

第二十六条 休業補償金の額は、一日につき、一万五千円を超えない範囲内において地方委員会（第三十九条第三項の場合にあつては、中央審査会）が傷病者の従前通常得ていた業務上の収入の額を考慮して定める額の百分の六十に相当する額とする。

(障害補償金の支給)

第二十七条 障害補償金は、傷病者の当該負傷又は疾病による後遺障害（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間にその身体に存した後遺障害に限る。）の程度が政令で定める後遺障害の程度に該当する場合に、その後遺障害の程度に応じ、支給する。

(障害補償金の額)

第二十八条 障害補償金の額は、千五百万円を超えない範囲内において後遺障害の程度に応じて政令で定める額から、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される障害補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額）を控除した額とする。

(遺族補償金の支給)

第二十九条 遺族補償金は、他人の犯罪行為に起因して死亡した者（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有していた者に限る。）の遺族に対し、支給する。

2 前項の遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時次の各号のいずれかに該当する者（日

本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)とする。

- 一 死亡した者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 二 前号に該当しない配偶者
 - 三 第一号に掲げる者以外の者で主として死亡した者によつて生計を維持していたもの
 - 四 第一号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 遺族補償金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第一号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。ただし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(遺族補償金の額)

第三十条 遺族補償金の額は、千五百万円(前条第二項第四号に掲げる者に対するものにあつては、千万円)から、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される遺族補償金に相当する給付の額(一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額)を控除した額とする。この場合においては、遺族補償金を受けるべき遺族以外の者に支給される遺族補償金に相当する給付の額も、同様に控除するものとする。

- 2 前項の遺族補償金に相当する給付には、葬祭料その他死亡した者の死亡に関し支給されるすべての給付を含むものとする。
- 3 遺族補償金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償金の額は、第一項の規定による額をその人数で除して得た額とする。

(未支給の補償金)

第三十一条 療養補償金、休業補償金又は障害補償金を受けるべき被害者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者の遺族に対し、これを支給する。

- 2 前項の規定による未支給の補償金を受けるべき者が当該未支給の補償金を受ける前に死亡したときは、その者は、当該未支給の補償金の支給に関しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。
- 3 第二十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二十九条第二項中「死亡した者」とあるのは「被害者」と読み替えるものとする。

第三十二条 遺族補償金を受けるべき者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者は、当該遺族補償金の支給に関しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。

第二節 裁定手続

(補償の申請)

第三十三条 補償を受けようとする者は、犯罪行為の地、犯罪行為の当時における被害者

の住所地又は政令で定める地を管轄する地方委員会に、次に掲げる事項を記載した犯罪被害補償申請書を提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名、年令、住所、職業及び国籍
 - 二 代理人によつて申請する場合にあつては、その氏名、住所及び職業
 - 三 申請に係る補償金の種類
 - 四 遺族補償金又は第三十一条第一項の規定による未支給の補償金の支給の申請にあつては、申請人と被害者との関係
 - 五 犯罪行為の当時における被害者の氏名、年令、住所、職業及び国籍
 - 六 加害者が判明しているときは、その者の氏名、年令、住所及び職業
 - 七 犯罪行為の日時、場所及び内容
 - 八 その他法務省令で定める事項
- 2 前項の犯罪被害補償申請書には、犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡を証明する書面その他法務省令で定める書面を添付しなければならない。

(審理のための処分)

第三十四条 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 申請人若しくは参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
 - 二 鑑定人に鑑定させること。
 - 三 犯罪行為のあつた場所その他犯罪行為に關係のある場所又は病院若しくは診療所に立ち入つて、建物、備品、帳簿書類その他必要な物件を検査すること。
 - 四 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。
- 2 地方委員会は、他の地方委員会に前項第一号又は第三号の処分を嘱託することができる。
- 3 前二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の請求)

第三十五条 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、犯罪につき捜査の権限を有する機関又は公務所若しくは公私の団体に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(裁定)

第三十六条 補償の申請に対する裁定には、理由を付さなければならない。

第三節 審査請求

(審査請求)

第三十七条 地方委員会の処分に不服のある者は、中央審査会に対して審査請求をすることができる。

(公開)

第三十八条 審査請求の審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたとき又は中央審査会が公開することが適切でないと認めたときは、公開しないことができる。

(裁決)

第三十九条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であつて補正することができないものであるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 審査請求が理由がないときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 審査請求が理由があるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(準用規定)

第四十条 第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の規定は、中央審査会が行う審査について準用する。

(審査請求と訴訟との関係)

第四十一条 地方委員会がした処分の取消しを求める訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雜則

(申請の期限)

第四十二条 補償の申請は、その申請をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

(補償の免責)

第四十三条 補償を受けるべき者が、損害賠償義務者その他の者から補償事由と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度で補償の義務を免れる。

(損害賠償の免責)

第四十四条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めを免れる。

(求償権の取得)

第四十五条 国は、第三者が損害賠償の義務を有する事由につき補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

- 2 前項の権利の行使については、犯罪者の更生を妨げることがないように配慮するものとする。

(不正利得等の徴収)

第四十六条 偽りその他不正の手段により補償を受けた者があるときは、地方委員会は、国税徴収の例により、その者から、補償として支給を受けた金銭の額に相当する額の全部又は一部を徴収することができる。補償を行つた後に加害者が判明した場合その他新たに事実が判明した場合において、当該事実によれば当該補償を行うべきでなかつたと認められるときも、同様とする。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第四十七条 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第四十八条 租税その他の公課は、補償として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(無料証明)

第四十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、中央審査会若しくは地方委員会又は補償を受けようとする者に対して、条例で定めるところにより、被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(犯罪行為の通報)

第五十条 犯罪行為による人の死傷があつたときは、被害者及びその近親者は、犯罪行為の日時及び場所、被害の状況その他犯罪行為に関する事項を、遅滞なく、犯罪につき捜査の権限を有する機関に通報するように努めなければならない。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第五十二条 第十条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条第一項第一号（第四十条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者
- 二 第三十四条第一項第二号（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第三十四条第一項第三号（第四十条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項の規定による処分に基づく立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十四条第一項第四号（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による

処分に違反して物件を提出しない者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日（以下「公布日」という。）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、公布日以後に行われた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡について適用する。

(公布日前の犯罪行為に係る補償)

第二条 この法律の規定は、公布日の前日を第一日として逆算して二十年目に当たる日から公布日の前日までの間に行われた故意の犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡についても、適用する。

第三条 前条の犯罪行為に起因して公布日前に既に負傷し、又は疾病にかかつている場合においては、第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「疾病的療養」とあるのは「疾病的公布日以後の療養」と、同項ただし書中「療養」とあるのは「公布日以後の療養」と、第二十五条の規定の適用については、同条中「できない期間」とあるのは「できない公布日以後の期間」とする。

2 前条の犯罪行為に起因する負傷又は疾病により公布日前に既に後遺障害の状態にある場合においては、第二十七条の規定の適用については、同条中「傷病者」とあるのは「傷病者（公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有する者に限る。）」と、第二十八条の規定の適用については、同条中「を控除した額」とあるのは「に後遺障害の状態になつた日の属する年の区分に応じて政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

第四条 附則第二条の犯罪行為に起因して公布日前に既に死亡している場合においては、第二十九条第二項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「で公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有するもの（配偶者であつた者で公布日前に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたものその他政令で定める者を除く。）とする」と、第三十条第一項の規定の適用については、同項中「を控除した額」とあるのは「に死亡した日の属する年の区分に応じて政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

(最初に任命される中央審査会の委員に関する特例)

第五条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任期は、第九条第一項本文の

規定にかかわらず、法務大臣の指定するところにより、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

(法務省設置法の一部改正)

第六条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 犯罪被害補償に関する事項

三の三 犯罪被害補償中央審査会及び犯罪被害補償地方委員会に関する事項

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十三条の二の二 法務大臣の所轄の下に、犯罪被害補償法(昭和五十一年法律第号)第六条の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償中央審査会を置く。

犯罪被害補償中央審査会については、犯罪被害補償法の定めるところによる。

第十三条の二の三 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償法第十五条の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償地方委員会を置く。

犯罪被害補償地方委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表三の二のとおりとする。

前項に定めるもののほか、犯罪被害補償地方委員会については、犯罪被害補償法の定めるところによる。

別表二中「(別表) 二」を「(別表) 二(第十三条関係)」に改める。

別表三中「(別表) 三」を「(別表) 三(第十三条の二関係)」に改め、同表の次に次の一表を加える。

(別表) 三の二(第十三条の二の三関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京地方犯罪被害補償委員会	東 京 都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜地方犯罪被害補償委員会	横 浜 市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和地方犯罪被害補償委員会	浦 和 市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉地方犯罪被害補償委員会	千 葉 市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸地方犯罪被害補償委員会	水 戸 市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮地方犯罪被害補償委員会	宇 都 宮 市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋地方犯罪被害補償委員会	前 橋 市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡地方犯罪被害補償委員会	静 岡 市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府地方犯罪被害補償委員会	甲 府 市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野地方犯罪被害補償委員会	長 野 市	長野地方裁判所の管轄区域

新潟地方犯罪被害補償委員会	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪地方犯罪被害補償委員会	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都地方犯罪被害補償委員会	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸地方犯罪被害補償委員会	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良地方犯罪被害補償委員会	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津地方犯罪被害補償委員会	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山地方犯罪被害補償委員会	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋地方犯罪被害補償委員会	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津地方犯罪被害補償委員会	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜地方犯罪被害補償委員会	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井地方犯罪被害補償委員会	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢地方犯罪被害補償委員会	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山地方犯罪被害補償委員会	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
広島地方犯罪被害補償委員会	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口地方犯罪被害補償委員会	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山地方犯罪被害補償委員会	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取地方犯罪被害補償委員会	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江地方犯罪被害補償委員会	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡地方犯罪被害補償委員会	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀地方犯罪被害補償委員会	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎地方犯罪被害補償委員会	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分地方犯罪被害補償委員会	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本地方犯罪被害補償委員会	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島地方犯罪被害補償委員会	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎地方犯罪被害補償委員会	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
那覇地方犯罪被害補償委員会	那覇市	那覇地方裁判所の管轄区域
仙台地方犯罪被害補償委員会	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島地方犯罪被害補償委員会	福島市	福島地方裁判所の管轄区域

山形地方犯罪被害補償委員会	山　形　市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡地方犯罪被害補償委員会	盛　岡　市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田地方犯罪被害補償委員会	秋　田　市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森地方犯罪被害補償委員会	青　森　市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌地方犯罪被害補償委員会	札　幌　市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館地方犯罪被害補償委員会	函　館　市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川地方犯罪被害補償委員会	旭　川　市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路地方犯罪被害補償委員会	釧　路　市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松地方犯罪被害補償委員会	高　松　市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島地方犯罪被害補償委員会	徳　島　市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知地方犯罪被害補償委員会	高　知　市	高知地方裁判所の管轄区域
松山地方犯罪被害補償委員会	松　山　市	松山地方裁判所の管轄区域

別表四中「(別表) 四」を「(別表) 四(第十三条の三関係)」に改める。

別表五中「(別表) 五」を「(別表) 五(第十三条の四関係)」に改める。

別表六中「(別表) 六」を「(別表) 六(第十三条の五関係)」に改める。

別表七中「(別表) 七」を「(別表) 七(第十三条の六関係)」に改める。

別表八中「(別表) 八」を「(別表) 八(第十三条の九関係)」に改める。

別表九中「(別表) 九」を「(別表) 九(第十三条の九関係)」に改める。

別表十中「(別表) 十」を「(別表) 十(第十三条の十関係)」に改める。

別表十一中「(別表) 十一」を「(別表) 十一(第十三条の十一関係)」に改める。

別表十二中「(別表) 十二」を「(別表) 十二(第十三条の十一関係)」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第十三号の三の二を同条第十三号の三の三とし、同条第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の三の二 犯罪被害補償中央審査会の委員

別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「公共企業体労働委員会の常勤の公益を代表する委員
犯罪被害補償中央審査会の委員」に改める。

理 由

犯罪によりその身体を害された者及び犯罪によりその生命を害された者の遺族が置かれている生活状況並びに当該被害について不法行為責任を訴求することが事実上困難である状況にかんがみ、被害者等を救済する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度及び次年度それぞれ約七百二十億円、平年度約百二十億円の見込みである。